

令和4年1月25日
横浜税関

横浜税関における新型コロナウイルス感染症陽性者の判明について

【概要】

令和4年1月24日（月）、横浜税関業務部の職員が新型コロナウイルス感染症に係る検査の結果、陽性であることが判明しました。

【当該職員の業務内容等】

- 当該職員は、横浜税関業務部において輸出入貨物の通関関連業務に従事しており、一部の関係事業者の方と接する機会がありましたが、マスク着用等の感染防止策を講じておりました。
- 1月21日（金）以降、横浜税關における勤務はありません。

【横浜税關の対応】

- 横浜税關では、当該職員が執務等をした区画を一時閉鎖の上、清掃・消毒を実施しております。
- 現時点において、発熱等の症状のある職員は業務に従事しておりません。

【問合せ先】

横浜税關 総務部税關広報広聴室

TEL：045-212-6053